

土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会

設立趣意書

1. 設立の目的

国立研究開発法人土木研究所（以下、「土木研究所」）では、平成 28 年 11 月の福岡市地下鉄の道路陥没事故において、福岡市からの要請を受け「福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する検討委員会」を設置し、平成 29 年 3 月に事故原因や工事再開に当たっての留意事項をとりまとめました。

また、国土交通省においては、当該事業および頻発する道路の陥没事故等を踏まえ、平成 28 年 11 月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策審議会（以下、「審議会」）へ「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」を諮問し、「地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する小委員会」における議論を経て平成 29 年 9 月に答申を受けました。この答申では、「地下工事における地盤リスクアセスメント技術的手法を確立させる必要があること」、「計画・設計・施工・維持管理の各段階において、地盤リスクアセスメントを実施できるよう、関係する技術体系の確立、手続きの明確化、専門家の育成等を行う必要があること」等が挙げられております。

そこで国土交通省および土木研究所では、福岡市の陥没事故の教訓および審議会の答申を踏まえ、土木工事における地質・地盤リスクを適切に評価し対応するための「地質・地盤リスクマネジメント」について、基本的な考え方、およびその体系について提言いただく場として「土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会」を設立することとしました。

「土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会」規約

(名 称)

第1条 この委員会は、土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は土木工事における地質・地盤リスクを適切に評価し対応するための「地質・地盤リスクマネジメント」について、基本的な考え方、およびその体系について専門的見地から検討することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員ならびに幹事をもって構成する。委員ならびに幹事は、別紙のとおりとし、国立研究開発法人土木研究所理事長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(幹事会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため委員会の下に幹事会を設置する。
2 幹事会は、委員会の幹事により構成する。

(関係者からの意見聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員ならびに幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国立研究開発法人土木研究所に置く。事務局は委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員会において定める。

附 則 この規約は平成31年3月29日から施行する。

以上